

仏陀と在俗信者

——パーリ仏典にみる「遊女」について——

池 上 要 靖

(身 延 山 大 学)

はじめに

仏陀（釈尊）の日常生活は、自らの悟りにいたる具体的な方法（苦の超克）を広く教示することにあつた。故に、日常の起居はその実践に他ならない。仏陀の生活を通した実践の在り方は、集ってくる者たちを分け隔てすることなく教え導くための規範となることであつた。

仏陀のもとに集う者たちは、出家修行者ばかりでなく、一般在家者も多数存在したことは自明のことであるが、とりわけその存在が異質な職種としてあげられるのが「遊女(gaṇikā)」であろう。仏陀在世の頃から、インド社会において遊女という職種の女性の日常が売買されていた記述は、経典からも見いだせる。

本稿ではパーリ仏典を中心に、遊女として存在した者たちの中で、特に仏陀に帰依した女性の具体的な日常に関して検討し、仏陀と彼女たちとの関わりを考察する。

比丘尼となった遊女

パーリ仏典中、出家して比丘尼となった遊女の記述から個人名が明らかなる者は、Ambapālī, Addakāsi, Vimāla-puranagaṇikā の3名のみであ

って。数値的には、この他にどの程度遊女の信者がいたかは特定出来ない。この3名に関して言えば、出家する以前の在家信者としての記述があるのは Ambapālī 1名だけである。Addakāsī, Vimāla-puranagaṇikā の兩名については、Thig. などに出家した比丘尼としての記述のみが見られるだけなので、遊女時代の仏陀との関わりについて、それ以上の言及はできない。⁽²⁾

しかし、Ambapālī については『遊行経 (Mps.)』などに散見されるように在家時代、つまり遊女として仏陀に帰依していた記述が窺える。⁽³⁾

仏陀が最後の旅の中で、Vesālī の Ambapālī-vaṇa を訪れたときに、遊女 Ambapālī は仏陀に面会して教えを請うた。仏陀は彼女に法を説いて (dhammiya katha) 満足させた。彼女は飲食の布施を願ひ出て、仏陀はこれを受諾した。彼女は退いて帰り、その夜のうちにもてなしの料理を整え、翌朝、仏陀の一行に食事を供養した。その間、仏陀は Licchavi 族の訪問を受け、同じように飲食の供養の申し出があったが、Ambapālī からの申し出を優先させ、Vesālī の統治者であった Licchavi 族の申し出は断っている。

これらの事柄は、仏陀は帰依者に分け隔てがなく、絶えず平等に接していたことを示している。帰依者の側からすると、Licchavi 族は為政者であり、権勢を誇っていたにもかかわらず、遊女の申し出が優先されてしまったことに対する歯がゆさが、Mps. に表れている。Licchavi 族と Ambapālī との食事の供養を巡る一連のストーリーは Pāli 本、漢訳遊行経 (大正蔵1巻 p.13c) にのみ見られ、Sanskrit 本、漢訳諸本、Tibet 本には見られない。⁽⁴⁾ この異同の中で特に漢訳遊行経にのみ、

「我今帰依仏帰依法帰依僧。如是再三。唯願如来聴我於正法中為優婆夷。自今已後尽寿不殺不盗不邪姪不欺不飲酒。時彼女従仏五戒已。」⁽⁵⁾

「我、今仏に帰依し法に帰依し僧に帰依したてまつる。かくの如きを再三。唯だ願わくば、如来は我が正法の中に於いて優婆夷と為ることを聴きたまえ。今より以後、寿の尽きるまで、殺さず、盗まず、邪淫せず、欺かず、飲酒せざらん。」時に彼女、仏より五戒を受けおわりぬ。

と Ambapālī が仏陀から五戒を受ける記述が見られる。遊女として優婆夷 (upāsikā) となることは、己自身の生活の糧を失うことにつながる。仮に、比丘尼となるのであれば財産や生活に煩わされることがないので、首肯できる。事実、Ambapālī は後に出家し、世間的な煩いや老いさらばえていく自分を冷静に観察し、比丘尼として仏陀の言に誤りなきことを喜んでいる⁽⁶⁾。しかし、彼女は優婆夷として五戒を守ることを表明した。「不邪淫」と「不飲酒」の戒を守ることを、遊女としてである。

漢訳遊行經のこの記述に示される内容は、五戒や三宝帰依などの成立時期に関わる問題を提示している。他の諸本にないことや優婆夷といった用語の例からも、これを後代の挿入と考えることが妥当であるが、Ambapālī の仏陀への帰依は諸本に共通の事柄であるので、この事実だけをみても、仏陀が遊女からの帰依を承認した態度は看過できないであろう。

では、遊女の身で果たしてどのような帰依の生活が行われていたのか、以下この点について論をすすめる。

在俗信者の保つ戒

通常、在俗者が仏教に帰依を表明して最初に受ける戒は、五戒と八斎戒であることはよく知られている。Sn. では在家者の務め (gahaṭṭavatta) として393-404偈に五戒と八斎戒を説く。

396. Abrahmacariyaṃ parivajjayeyya

aṅgārakāsuṃ jalitaṃ va viññū,
asambhuṇanto pana brahmacariyaṃ
parassa dāraṃ nātikkameyya.

「智者は非梵行を避けよ、燃えた炭火坑を（避ける）ごとく、
もし梵行をできなくとも、他人の妻を犯すなかれ。」

400. Pāṇaṃ na hane, na cādinnaṃ ādiye,
musā na bhāse, na ca majjapo siyā,
abrahmacariyā virameyya methunā,
rattiṃ na bhuñjeyya vikālabhojanaṃ,

「生き物を殺すなかれ、また与えられないものを取るなかれ、嘘を
言うことなかれ、また酒飲みとなるなかれ、非梵行の淫欲を慎ま
れよ、夜、時ならぬ食事を取ることなかれ。」

401. mālaṃ na dhāraye na ca gandham ācare,
mañce chamāyaṃ va sayetha santhate,
etaṃ hi aṭṭhaṅgikam āh' uposathaṃ
Buddhena dukkhaṇtagunā pakāsitaṃ.

「花環をつけることなかれ、香をつかうことなかれ、大地に敷い
た床のみ横臥せよ、これが八支の布薩と言われ、苦を減尽せしブ
ッダにより明らかにされた。」⁽⁷⁾

396偈は、五戒の中でとくに不邪淫についての言及であり、邪淫とは自
らの妻でない者との性交を意味し、倫理的な行いを男性の立場から説いて
いる。400-401偈は布薩の八戒を説く中の不飲酒と不邪淫が説かれている。

五戒や八斎戒の具体的な名称と体系的な成立は最初期の仏教には見られ
ないが、Sn. 中の上記の偈は、制戒 (sīla) としてではなく、原初的な表
現として在家者が自らすすんで行う行為 (vatta) ととらえられる。ゆえ

に、これらの偈は仏陀在世中の金言として、このような徳行を積極的に奨励していたと理解できる。⁽⁸⁾

五戒を守る遊女

Ja. 3, 3, 6 (No. 276) Kurudhammajātaka には五戒を守った遊女の記述がある。⁽⁹⁾

Kurudhammo nāma pañcasilāni, tāni Bodhisatto parisuddhāni
katvā rakki, yathā ca Bodhisatto evam assa mātā aggamaheṣi
kaniṭṭhabhātā uparājā porohito brāhmaṇo rajjugāhako amacco
sārathi seṭṭhi doṇamāpako mahāmatto dovāriko nagarasobhaṇā
vaṇṇadāsīti evam etc.

Rājā mātā mahesī ca uparājā porohito rajjuko sārathi seṭṭhi
doṇo dovāriko tathā gaṇikā te ekādase Kurudhamme pati-
ṭṭhitā ti.⁽¹⁰⁾

「クルの国法とは、五戒であり、ボーディサッタはその五戒を清浄にして行い守った。だからボーディサッタがそうであるごとくに、王の母、第一王妃、弟、副王、司祭、バラモン、土地管理人、廷臣、御者、豪商、主税官、大臣、衛兵、娼婦、容色のある女召使いもそのようであった。

王、王母、王妃、副王、司祭、土地管理、御者、豪商、主税官、衛兵、遊女、かくのごとく、これら11（種）の者は、クル国法に安住せる」

この Jātaka は、飢饉による人心の乱れを悩む Kālīṅga 国王が国を救うため、使者に、五戒をよく保っている Kuru 国民に五戒を守っている証としての書きつけをもらいに行かせ、使者は前掲11階層の人々からその書き

つけをもらい、Kālīṅga 国王に献上し、王は五戒を実践し Kālīṅga 国の飢饉はなくなり平穏になった、という内容である。

具体的に遊女はどのように五戒を守ったのか、その記述を抜粋する。

“ahaṃ etissā vīmaṃsanavasena saṃvaccharattayamatthake sa-
hassaṃ adāsiṃ, sīlaṃ rakkhantā nāma evarūpā hutvā rakkhathā”
'ti ovādaṃ datvā tassā nivesanaṃ¹ sattahi ratanehi pūretvā
“ito paṭṭhāya apamattā hohīti” taṃ anusāsivā devaḷokam eva
agamāsi², iminā karaṇena sā “ahaṃ gahitabhatiyaṃ ajirāpetvā va
aññena diyyamānāya bhatiyā hatthaṃ pasāresiṃ, iminā karaṇena
mama sīlaṃ na ārādheti, tena vo dātuṃ na sakkā” ti paṭikkhipi.
Atha naṃ dūtā “hatthapasāraṇamattena sīlabhedo n'atthi, sīlam
nāma etaṃ paramā pārisuddhi hotīti” vatvā tassāpi santike sīlaṃ
gahetvā suvaṇṇapatte likhimsu.⁽¹⁾

「私はこの遊女（vaṇṇadāsi）を試そうと、三年前に千金を与えた。
「戒を守るものはこのような形で守るべきである。」と教戒を与え、彼
女の住居を七宝で満たした。「以後怠りのないように。」と彼女に教え
て、天界に帰った。この理由により彼女は、「私は渡されたお金を使
ってしまわないうちに、他（の男）から、与えられる料金に手を出そ
うとした。」この理由により、「私の戒は（私を）満足させない。だか
らあなた達に（私の戒を）渡すことはできないでしょう。」と拒んだ。
そこで使者達は彼女に、「手を出そうとしたことによって破戒にはな
らない。実に（あなたの）戒は最高の清浄である。」と言って、彼女
の面前で戒を受けて、金の板に刻んだ。

神の王である sakka の化身である青年が遊女を試すために行った行為に
対し、遊女は自らの生活の糧である金銭を受けとらなかった。遊女が金銭

を受け取らないということは、遊女としての営み（飲酒、邪淫）を行っていないということである。ゆえに、彼女は使者が欲する行為を満足していたのである。

Jātaka 物語は、これを直ちに事実として首肯できないが、譬話であってもこの記述は看過できない内容を含んでいる。実際、このような遊女がいたのか、それとも遊女であっても限られた1人の男性との交渉だけならば五戒を破ったこととはみなされないということを、この物語は示している。遊女として五戒の保ち方がここにある。

Gaṇikā, Vaṇṇadāsī, Nagarasobhaṇā について

「遊女」という訳語について、Ja. 3, 3, 6 中では、文中の下線で示したように gaṇikā, nagarasobhaṇā, vaṇṇadāsī の3語があてられる。nagarasobhaṇā は都市の容色ある女性、vaṇṇadāsī は容色ある女召使いが原意であるが、nagarasobhaṇā も vaṇṇadāsī もともに gaṇikā という語によってまとめられている。これらの語の同異についてみると、Jātaka 中に、

Tadā ca Bārāṇasīyaṃ sahaṣṣaṃ gaṇhanti Sāmā nāma gaṇikā hoti
rājavallabhā pañcasatavaṇṇadāsīparivārā,

「この時にヴァーラーナシーに千金を有し、王に寵愛され、500人の容色のある女召使いを従えたサーマーという名前の遊女がいた。

と、gaṇikā が vaṇṇadāsī を従えている記述がある。また、摩訶僧祇律卷六には、

「僧伽婆尸沙。姪女者。有男子倩比丘尼語姪女。興我交通。乃至還報。
僧伽婆尸沙。姪女使人者。姪女婢也。」⁽¹³⁾

と、姪女と女召使いとのことについての記述がある。さらに「カウティリヤ実利論」中に、

gaṇikā dāsī raṅgopajivinś ca grāhayatoraj maṇḍalādājivaṃ kura-
yāt.⁽¹⁴⁾

「遊女、女召使い、舞台で生活する女たちに教える者には、国庫から生活費を支給するべきである。」

と、gaṇikā=遊女、dāsī=女召使いとしている。また、Ja. III には、
nagarasobhaṇā dāsiyo āṇāpesi : “etassa idha ṭhatvā maṃ oloketuṃ
mā adattha, gīvāya maṃ gahetvā niharitvā dvāraṃ pidahathā” ti.⁽¹⁵⁾
「遊女は女召使いたちに命じた。「(彼が)ここに立って私を見ないよ
うにしないで。首をつかんで彼を追出し、門を閉めなさい」と。」
遊女である nagarasobhaṇā が、dāsī たち召使いに命令している記述などがある。

gaṇikā, vaṇṇadāsī, nagarasobhaṇā の遊女と訳されうる語に、身分的な上下関係のある表現が散見される。Jātaka に見られる表現は gaṇikā が包括概念として広義の遊女という意味を持つが、nagarasobhaṇā と vaṇṇadāsī とはどうであろうか。dāsī のみの場合 nagarasobhaṇā の使用人であるから、下位概念である。nagarasobhaṇā はその言語的特徴から、都市おける貨幣経済の発達に伴い使用されるようになった比較的新しい表現であろう。また、vaṇṇadāsī は dāsī からの派生語で、下女の中でもとりわけ容色麗しい女性を表現するのみではなく、Kurudammajāṭaka の vaṇṇadāsī の例からも明らかなように、遊女としての概念をも有している。Ja. III の Sāmā という nagarasobhaṇā が五百人の vaṇṇadāsī を従えていた例と、vaṇṇadāsī はあくまで dāsī の意味も有している点から、nagarasobhaṇā が vaṇṇadāsī の上位概念となろう。nagarasobhaṇā は、必ず dāsī と対に使用され、都市部の華やかで財と名声をともに獲得した遊女を意味し、gaṇikā という概念よりもさらに狭義である。

これらのことは、gaṇikā が広く仏典の中に見いだせることに對して、vaṇṇadāsī, nagarasobhaṇā の兩語については Jātaka 中にしか見いだせないことと関連してくる。⁽¹⁶⁾この兩語の使用については、最初期の仏典に見られないこと、カウティリヤの実利論にもあらわれてこないこと、Jātaka 中のみ表れることなどから、時代的に新しいか使用地域が限られていたかのどちらかであろう。この兩語が示す意味が都市的な生活形態を示し（特に nagarasobhaṇā）一般的に用いられたと考えられ、また社会的に未分化の職業についてこれを細分化していることから時代的に新しい言葉と見ることができよう。

ま と め

仏陀に帰依した女性信者の中で遊女という職業にありながら、仏陀の説いた教え—特に五戒—をどのように受けとめたかを、実在した Ambapālī 遊女を通じてその生活形態をとらえなおすと、次の一点に集約されよう。それは、仏陀の教えを個人的な生活環境（遊女）の中でどのように生かしたか、に尽きる。

中村元博士は、遊女 Ambapālī の生活形態について、遊女としての行為を前提に「遊行經」にみられる五戒受戒に疑義を呈しておられ、遊女 Ambapālī は一人で積尊に見えたとされている。⁽¹⁷⁾漢訳諸本には Ambapālī が「從五百人」、「從五百女弟子」、「與五百眷屬」とともに仏陀に見えた記述が一致することから、むしろ Sāmā nagarasobhaṇā と同じように pañcasatavaṇṇadāsī 以上の伴を従えていたと解釈するほうが自然であろう。「佛般泥洹經」には、

「汝不樂作女人者。誰使汝蓄五百姪弟子者。棕女言。是皆貧民。我養護之。」⁽¹⁸⁾

「「汝、女人となりて楽しからず、誰が汝に五百の姪の弟子を蓄せしむ」棕女語りて、「これ皆貧民なり。我これを養護す」」

と、棕女が自分の弟子たちは、貧民であり私は彼女たちを養っているのだと、仏陀の質問に答えている場面が登場する。この内容は「カウティリヤ実利論」とも一致し、遊女は遊女補 (pratigaṇikā) を有し、施設を維持するために公金を支給されている⁽¹⁹⁾。そこで求められるのは、美貌もさることながら vaṇṇadāsī たちを巧みに操りまとめていく経営的手腕とそれを支える人望であろう。「カウティリヤ実利論」との年代的な隔たりはあるにせよ、仏陀在世の時代のこのような生活形態が、後代になればなるほど社会的に認知され、制度化され、細分化されていったと考えられる。つまり、vaṇṇadāsī とは日常的遊女業を専らとする遊女であり、ganikā (後には nagarasobhanā と言われる) として名声を放つ遊女は vaṇṇadāsī を所有した。Sāvatthi 市では新たに Sālavatī (Givaka の母) を仕立て千金を嫁がせたという逸話は有名であり、ganikā を公に育成したことの例証となっている。この点で、「佛般泥洹經」はよく Ambapālī 遊女の日常性を表現している。

Ambapālī 遊女は、遊女業だけではなく、経営者としても当代随一であった。彼女は伴をつれて、仏陀に見え供養を申し出て、帰依した。この供養は仏陀の一行全員に、彼女と伴の遊女たちが行ったものであろう。帰依を表明した Ambapālī は遊女業より経営面に携わることで仏陀の教えに添う (戒めが保たれる) と考え行ったが、自らの悩みの解決に満足せず出家したとみなせよう。

註

- (1) 漢訳經典では「姪女」、Pāli, Sanskrit テキストでは 'gaṇikā', 英訳では

- ‘courtezan’, 邦訳は最も一般的な「遊女」の語を使用する。
- (2) Addakāsi に関しては, Vin. II, Cūlavagga X, 22, p. 277; Thī. p. 126 G. 25-6; 五分律二九卷 (大正蔵22巻 p. 189a); 摩訶僧祇律二九卷 (大正蔵22巻 p. 464c)。Vimāla-puranaganīkā に関しては, Thī. p. 131 G. 72-6。二人とも、遊女としては当代随一であったことが記されている。Addakāsi はその名が示すようにカーシー国に匹敵するほどの見受け金を必要としていた。(K. R. Norman, “Elders Verses II” Pali Text Society, 1991, pp. 63-5)。
- (3) Ambapālī が在家の遊女として、仏陀に帰依する記述は, Vin. I, Mahāvagga VI, 30, 1-6, pp. 231-3; DN. II, Mps. xvi 2, 15-9 pp. 95-8; 五分律卷二〇 (大正蔵22巻 p. 135b-); 遊行經 (大正蔵1巻 p. 11a); 佛般泥洹經卷上 (大正蔵1巻 p. 163c-) 般泥洹經卷上 (大正蔵1巻 p. 178c-); 大般涅槃經卷上 (大正蔵1巻 p. 194-); 根本説一切有部毘奈耶藥事卷七 (大正蔵24巻 p. 286)。これらの典籍は、皆仏陀の最後の旅をモチーフにして描かれている。これらは内容が必ずしも一致するものではなく、比較対照の詳細な研究として中村元『遊行經』上・下 (仏典講座, 大蔵出版) がある。
- (4) Mps. pp. 96-7. 中村①, 244-270頁。
- (5) 大正蔵1巻, p. 14c。
- (6) Thī. pp. 147-50, G. 252-70。
- (7) Sn. Cūllavagga, p. 69-70, G. 393-404。
- (8) 出家者と在家者について対照的に述べられる箇所は, Sn. Muṇisutta, pp. 35-8, G. 207-221。
- (9) Ja. II pp. 365-81. Kuru 国はインドの16大国の一つに上げられている (AN. IV, p. 256) が、仏陀在世当時はすでに強国 (Kosala や Magadha) の台頭が著しかった。Kuru 国に関する記述は他に Ja. VI, p. 272。
- (10) Ibid. p. 367。
- (11) Ibid. p. 381。
- (12) Ja. III, Kanaverajātaka (No. 318) p. 59. cf. Ja. III, Sulasājātaka (No. 419) p. 435。
- (13) 大正蔵 22巻 p. 273b。
- (14) ‘Kautiliya Arthaśāstra, ed. Shama Sastri, 1919.’ 44. Gaṇikā adhyakṣaḥ, (遊女長官) 1. 14, p. 125. 上村勝彦訳『カウティリヤ実利論』上巻, 1984年, 参照。
- (15) Ja. III, Aṭṭhanajātaka (No. 425) p. 476。
- (16) gaṇikā; Vin. I, p. 231-3, p. 268-9; Vin. II, p. 277; DN. II, p. 95-6; Ud. p. 71, p. 73; Pv. p. 64; Tha. p. 85; Thī. p. 131; Ja. II, p. 300, p. 302, p.

- 309-10, p. 367, p. 381 ; Ja. III, p. 59, p. 438 ; Ja. IV, p. 248-9, p. 297 ;
 Ja. V, p. 134, p. 431, p. 469 ; Ja. VI, p. 276.
 vaṇṇadāsi : Ja. I, p. 156-7, p. 159, p. 385-6, p. 433-4 ; Ja. II, p. 367, p. 380 ;
 Ja. III, p. 435, p. 467, p. 475-6 ; Ja. IV, p. 298 ; Ja. V, p. 284 ; Ja. VI,
 p. 277.
 nagarasobhaṇā ; Ja. II, p. 367 ; Ja. III, p. 435, p. 475-6, p. 478 ; Ja. VI, p.
 277.
 (17) 中村① 233-70頁, 中村② 148-79頁。大正藏 1 卷 p. 163b-c, p. 178c, p.
 194c.
 (18) 大正藏 1 卷 p. 163c.
 (19) 注(14) p. 123, 'kuḍumbardhena pratigaṇikā.'

略号

- AN.IV 'The Aṅguttara-nikāya.' vol. IV, Pali Text Society, 1979, ed. E.
 Hardy.
 Ja. II 'The Jātaka Togather With Its Commentary.' vol. II, Pali Text
 Society, 1990, ed. V. Fausboll.
 Ja. III 'The Jātaka Togather With Its Commentary.' vol. III, Pali Text
 Society, 1990, ed. V. Fausboll.
 Ja. IV 'The Jātaka Togather With Its Commentary.' vol. VI, Pali Text
 Society, 1990, ed. V. Fausboll.
 Ja. V 'The Jātaka Togather With Its Commentary.' vol. V, Pali Text
 Society, 1990, ed. V. Fausboll.
 Ja. VI 'The Jātaka Togather With Its Commentary.' vol. V, Pali Text
 Society, 1990, ed. V. Fausboll.
 Mps. 'The Dīgha-nikāya.' vol. II, pp. 72-168, "Mahāparinibbana-
 suttanta", Pali Text Society, 1903, ed. T. W. Rhys Davis and J.
 Estlin Carpenter.
 Sn. 'The Sutta-nipāta.' Pali Text Society, 1965, ed. Dines Anderson
 and Helmer Smith.
 Tha. 'The Thera- and Therī-gāthā.' Pali Text Society, 1883, ed.
 Herman Oldenberg and Richard Pichel.
 Thi. Ibid.
 Ud. 'Udāna.' Pali Text Society, 1882, ed. Paul Steinthal.

- Vin. I 'The Vinaya Pitakam.' vol. I, Pali Text Society, 1969, ed. Hermann Oldenberg.
- Vin. II 'The Vinaya Pitakam.' vol. II, Pali Text Society, 1969, ed. Hermann Oldenberg.
- 中村① 中村元『遊行経』上（仏典講座 1 〈阿含部〉，大蔵出版社，昭和59年）
- 中村② 中村元『ゴータマ・ブッダ』II（中村元〔決定版〕第12巻，春秋社，1992年）
- 大正蔵 大正新修大蔵経普及版

